



2024年4月18日

各 位

会 社 名 株式会社システムインテグレータ  
代 表 者 名 代表取締役社長 引屋敷 智  
(コード番号：3826 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 経営サポート本部 経営企画部長 岩井 智史  
(TEL. 048-600-3880)

## 業務執行取締役に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業務執行取締役に対する業績条件付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の一部改定（以下、「本改定」といいます。）を決議し、本改定に関する議案を2024年5月28日開催の第29回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本改定の背景及び目的

当社は、2019年5月28日開催の第24回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く業務執行取締役）に対し、取締役の報酬と会社業績及び株主価値との連動性をより明確化し、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することにつきご承認をいただいております。

今般、本制度が対象としていた中期経営計画に基づく3事業年度が満了しましたが、今後は新たに策定する2年経営計画に基づく2事業年度を対象とするため、本改定を行います。

本制度は、業務執行取締役を対象に当社の中期的な業績向上と株主価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、取締役会において決議している取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に照らしても、支給要件等の本改定の内容は合理的なものであることから、本制度を継続することは相当であると考えております。また、本改定については、社外取締役が議長を務め社外役員が過半数を占める、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会による答申も踏まえ、取締役会で決定しております。

なお、本改定が本株主総会において原案どおり承認可決された場合には、当社と委任契約を締結している執行役員に対して導入済みの株式報酬制度についても同様に変更する予定です。

## 2. 本改定の内容

本株主総会において本改定が原案のとおり承認可決されることを条件として、本制度の内容を以下のとおり一部改定します。

改定項目	改定前	改定後	改定理由
評価期間	3事業年度を評価期間とする	2事業年度を評価期間とする	中期経営計画から2年経営計画に変更するに伴い、評価期間もこれに合わせるため。
基準公布株式数	60,000株（評価期間が3年に満たない場合は、60,000株にその評価期間に応じた割合を乗じて算出した金額）	40,000株（評価期間が2年に満たない場合は、40,000株にその評価期間に応じた割合を乗じて算出した金額）	評価期間の変更に合わせて、株式数を按分して調整するため。
業績目標達成度	中期経営計画に掲げる3事業年度の経常利益実績累計額	2年経営計画に掲げる2事業年度の経常利益実績累計額	中期経営計画から2年経営計画に変更するに伴い、評価期間もこれに合わせるため。
支給する金銭債権報酬及び金銭の上限額	45,000千円以内（評価期間が3年に満たない場合は、45,000千円にその評価期間に応じた割合を乗じて算出した金額）	30,000千円以内（評価期間が2年に満たない場合は、30,000千円にその評価期間に応じた割合を乗じて算出した金額）	評価期間の変更に合わせて、上限金額を按分して調整するため。

## 3. 本改定後の本制度の内容

### (1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し当社の2年経営計画の期間である2事業年度の期間を評価期間とし、目標の達成度に応じて当社株式及び金銭の支給を行う業績連動型の株式報酬制度です。

業績目標は、2年経営計画に掲げる2事業年度の経常利益累計額とし、この達成度に応じて0%から120%までの支給率を決定します。当該達成度等に応じて算定される報酬の60%を金銭報酬債権として対象取締役に支給し、金銭報酬債権の現物出資と引き換えに当社普通株式を交付します。残りの40%は当該交付に伴う所得税等を考慮し、金銭で一括支給します。

なお、最初の評価期間は2025年2月期から2026年2月期までの2年経営計画の実施期間ですが、その後は本株主総会にて承認された範囲内で、各評価期間終了直後に開始する2事業年度を新たな評価期間として、本制度を実施できるものとします。

### (2) 本制度における報酬等の内容

#### ① 本制度における報酬等の算定方法

以下の方法に基づき算定のうえ、対象取締役ごとの支給株式数及び金銭の額を決定します。

#### イ) 対象取締役

当社取締役のうち社外取締役を除く業務執行取締役

ロ) 本制度において支給する財産

当社普通株式及び金銭

ハ) 評価期間

最初の評価期間を2025年2月期から2026年2月期までの2年間とし、最初の評価期間の終了後は、本株主総会決議により承認された範囲内で、各評価期間内の終了直後に開始する2事業年度を新たな評価期間として、本制度を実施することができるものとしてとします。

二) 対象取締役に交付する株式数及び金銭の額の算定方法

以下の算定式に基づき、対象取締役各人に交付する株式数及び支給する金銭の額を算定します。

i. 対象取締役各人に交付する株式数

基準交付株式数 (A) × 業績目標達成度 (支給率) (B) × 60%

※100株未満の端数が生じた場合は100株単位に切上げるものとします。

ii. 対象取締役各人に支給する金銭の額

基準交付株式数 (A) × 業績目標達成度 (支給率) (B) × 40% × 当社株式の時価 (C)

※1円未満の端数が生じた場合は1円未満の端数は切上げるものとします。

・ 基準交付株式数 (A)

役職に係わらず対象取締役に対して一律8,000株とし、評価期間の途中で選任された取締役がいる場合は、8,000株を評価期間における在任月数に応じた数に按分します。基準交付株式数の総数は40,000株を上限とし、上限株式数を超える場合は、40,000株を各対象取締役の評価期間における在任月数の割合で按分した数とします。

・ 業績目標達成度 (支給率) (B)

2年経営計画に掲げた2事業年度の経常利益累計額に対する業績達成度に応じて、120%を上限として取締役会で決定した割合とします。

・ 当社株式の時価 (C)

交付する当社株式の払込期日の東京証券取引所における当社株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) とします。

② 支給時期

2年経営計画の最終年度の確定決算に係る定時株主総会終了後、本制度に係る当社普通株式の交付のために開催される取締役会 (以下「交付取締役会」という) の決議日から1か月以内に支給します。

③ 支給方法

当社は、各対象取締役に対し上記算定方法にて定める交付株式数に応じて金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資することで当社普通株式を取得します。現物出資に係る当社株式の1株当たりの払込金額は、交付取締役会の決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で取締役会が決定した額とします。

④ 支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額の上限額

対象取締役に支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額の合計額は、対象取締役全員分につき30,000千円（評価期間が2年に満たない場合は、30,000千円に評価期間に応じた割合を乗じて算定される金額）を上限とし、上記算定式により計算した報酬等の金額の合計額が、上限金額を超えるおそれがある場合は、上限金額を超えない範囲で按分比例方式により対象取締役各人に交付する株式数を減少させることとします。

⑤ 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、交付取締役会の決議日までに退任（死亡による退任を含む。）又は当社規程に定める退任事由に該当した場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することとします。

⑥ 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

以上